

VI 審理の対象とした番組に対する委員会の判断

本件番組①は「新証言…不二家の“チョコ再利用”疑惑」と題され、10年ほど前に同社平塚工場で働いていたA通報者がみずからの体験を明らかにした内容を番組の根幹としている。これが事実であったかどうかの真偽は、視聴者にとっても、あるいは一般消費者にとっても重大な関心事であり、その第一報を報じたTBSと『朝ズバッ！』には正確かつ的確な取材調査と情報伝達が求められ、また告発を受けた不二家には説得的で過不足のない情報開示が求められている。

しかし、委員会がこの番組①および②をはじめとする『朝ズバッ！』の一連の不二家関連の放送について審理を開始した時点では、すでに述べたとおり、TBSと『朝ズバッ！』は番組②において、番組①についての3点の訂正とお詫びの放送を行っており、他方で不二家は同日中に、その3点のお詫びと訂正を「弊社の要求に応える謝罪である、との経営判断に基づき、これを受け入れることとしました」と社内外に広く公言し、両者ともに、これ以上の積極的な取材調査や情報開示を行わない姿勢を示していた。

委員会が番組①と②を、深い関連のある一体のものとして取り上げた理由はここにあるが、両者の主張を注意深く検討すると、A通報者の内部告発の根幹部分に関する真偽はいまもあいかわらず未確定であることがわかる。委員会としては、ともに社会的責任を負う両社のこの曖昧な「決着」の仕方には問題がある、ということを指摘しておきたい。

その上で、委員会は番組①と②に対して、以下のような判断を行なった。

1. 1月22日（月）放送の番組①について

放送は現象的事実やすでに明らかになった出来事の結果を伝えるだけではなく、隠された事実や疑惑などを掘り起こし、伝えることも大きな責務である。しかし、このとき番組制作関係者が意図的に事実を捏造したり、極度にねじ曲げて放送することがあってはならないことは言うまでもない。

番組①は食の安全等に関わって、多大な社会的関心を集めていた不二家問題に関する、内部告発に基づいた一種のスcoopであり、それ自体としては時宜を得たものであった。委員会が取材テープの視聴、関係者へのヒアリング、関連資料を精査するなどして検証した結果、A通報者による内部告発発言がたしかに存在したことが確認できた。

このような番組を放送する際の妥当性は、放送時点において、その告発内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在したかどうか重要な分岐点になる。仮にのちになって、その告発が事実ではなかったことが判明したとしても、種々の状

況や取材調査の結果から判断して、放送の時点で、信じるに足るとの一定の合理的根拠が存在していたのであれば、その番組の放送倫理上の責任を問うことはできない。

1月22日（月）放送の番組①には、すでに指摘したようないくつかの不十分さや不適切さがあり、放送倫理上の問題をはらんでいた。「出荷されたチョコレートが工場にもどる」という伝聞を事実のように伝えたこと、「10年以上前」の出来事を最近のことのように表現したこと、「チョコレートと牛乳を混ぜ合わせた」などと正確さに欠ける断定をしたこと等々は、そもそもはA通報者に対する不十分な撮影取材と、その後の不十分な取材調査に起因し、司会者らの断定・断罪的言動によって誇張され、視聴者に不二家に対するいっそうの悪印象を与える効果を発揮したことは否定できない。

しかし、A通報者による内部告発の根幹部分の取り扱いを検討すると、A通報者が不二家平塚工場で働いたことを示す写真や手書きの工場配置図の存在など、一定の事実の確認が行なわれ、体験した本人でなければ語れない工場や作業の細部のリアリティーについても、撮影取材や面談や電話でのやりとりをかさねるなかで、そこにブレのない、一貫した流れが存在することを確認しており、A通報者の発言には放送するに値する真実性があると判断されたことには、それなりの合理性が認められる。

また、不二家広報にA通報者の発言内容に関する事実確認を求めるなどの努力も払われていた。A通報者には虚偽の発言をする動機や、そのことによって得られる利益も見当たらないことも、その言動から判断していた。

なお、A通報者の告発内容を主要部分で裏づけるB通報者の実在性は、いまとなつてはたしかめようがないが、YディレクターがB通報者と電話で話した直後に不二家広報に連絡し、それ以前とは異なるコメントを引き出していること等、前後の事情からうかがうかぎり、一概に否定することはできない。

これらを併せ、総合的に考えると、『朝ズバッ!』の制作関係者らが1月22日の放送時点において、A通報者の発言と告発内容を信じるに足るとの一定の心証を得、放送するという判断に至ったことには、それなりの根拠が存在したと言うべきである。

しかし、内部告発に基づく放送が、しばしば確定的な物証や証人がない状況下で行なわれることが少なくない以上、番組制作関係者や出演者は一方的な断定・断罪ではなく、問いかけや問題提起を主調とした構成と演出を心がけて放送するべきであったし、さらに重要なことは、告発内容が、告発された相手に正確に伝わり、反論なり反証を挙げるのが存分にできるようなフェアな制作がなされなければならなかった。

本件番組①が指摘した事実の真実性を正確に判断するためには、不二家が、現在のそれではなく、10年前の平塚工場のチョコレート製造装置や製造工程について、また当時の賞味期限切れ製品の回収・廃棄の実情について、さらにA通報者と同時期に勤務していた関係者の作業実態について、工場内の写真等も含めた詳細な情報を開示し、説明することが欠かせない。

しかしながら、同社広報が放送直後に同番組にファックス送付した文書を見ると、「小売店から賞味期限の切れたチョコレートは平塚工場には戻ってこない」等々と、その反論はすべて「現在形」で記されており、A通報者の告発時期に関する言及はなかった。これは番組①の放送内容が、のちに番組②の訂正・お詫びにあったように、「最近のことと誤解されかねない」表現だったせいと思われる。

とはいえ、これは告発対象とされた不二家による正式な、正面からの反応であった。大きな影響力を持つテレビの番組制作関係者としては、みずから放送した内容に関する当事者からの反応については、ていねいに対応し、それにふさわしい反論・反証の機会を作るべきであった。それはまた、番組①が報じた内容の真偽をたしかめることにもつながったはずである。

しかし、番組①の放送直後から、両者のあいだには反目と相互不信が募り、少なくとも『朝ズバッ！』の側からこの件について積極的に不二家に働きかけ、告発内容の真偽をあらためて明らかにし、番組内で伝えようとする動きは見られなかった。こうした継続的なフォローアップを行なう責任は、今回の疑惑を取り上げ、放送した側にこそあることを、番組関係者は自覚しなければならない。

2. 4月18日（水）放送の番組②について

さまざまな社会的事象を限られた時間内で取材調査し、わかりやすく、面白く伝えようとする情報番組にあっては、ときとして取材不足や勘違い等による間違いが起きるものである。正確さを追求し、最善の努力をすべきであることは言うまでもない。意図的な虚偽や捏造は論外である。番組制作関係者に少なくとも求められるのは、取材内容を意図的にゆがめることなく視聴者に伝えようと誠実に努めることであるが、そうであっても、認識のミスや事実からのズレを避けることはできないであろう。

問題は、それらが生じたとき、いかに迅速に、正確に、明解に、フェアな態度で訂正し、謝罪するかである。この点について、4月18日の番組②が放送されるまでに3ヵ月近くがかかったことには問題があるし、その内容にも見過ごすことのできない見苦しさや曖昧さがあり、それは番組としての『朝ズバッ！』の全体的な信頼性をも損なうものであった、と委員会は指摘しておきたい。

委員会としては、1月22日に放送された番組①には重大な放送倫理上の問題があったことを厳しく指摘せざるを得ないが、しかし、それらは番組②によって訂正されたことにより、視聴者に与えたかもしれない誤解は修正されたと判断する。

今後、『朝ズバッ！』制作関係者のみならず、放送界全体が、視聴者や関係者に誤解や混乱をもたらさない放送と、誤りが生じたときの訂正・お詫び放送のあり方を研究し、真摯に取り組むことを、委員会としては期待しておきたい。